

四万十町国民保護計画 変更の概要

国民保護計画とは

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)第35条により、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、市町村長が作成しなければならない計画。

○国民保護計画に定める事項(国民保護法第35条第2項)

- 1 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 2 国民の保護のための措置に関する事項
- 3 訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 5 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体等との連携に関する事項
- 6 都道府県知事が必要と認める事項

四万十町国民保護計画は、平成19年9月作成、平成22年11月変更

変更の背景

- 1 国が定める「国民の保護に関する基本指針」が、北朝鮮情勢を踏まえて平成29年12月に一部変更された。
- 2 国の基本指針の変更に伴い、県が定める「高知県国民保護計画」が平成30年7月に変更された。

高知県国民保護計画の変更を踏まえて変更

○変更の手続き

- ・3月18日 四万十町国民保護協議会への諮問・答申
- ・4月2日 高知県知事協議の申出
- ・7月1日 高知県知事協議

主な変更内容

1 警報等の情報伝達手段としてのJアラート、エムネットの活用について明記(新規)

- ①全国瞬時警報システム(J-ALERT)の活用
住民に対して迅速に警報を通知するため、消防庁が整備した全国瞬時警報システムを活用する。
- ②緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の活用
内閣官房が整備した緊急情報の双方向通信システムである緊急情報ネットワークシステムを活用し、国からの国民保護関連情報を収集する。

2 大規模集客施設等における避難について明記(新規)

大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるように必要な対策をとる。

■その他

町の組織改編等に伴う変更、統計数値等の更新、関係法令の変更に伴う用語変更 等

3 核兵器を用いた攻撃による災害発生時における除染等を明記(追加)

核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するために必要な措置を講じる。

4 武力攻撃原子力災害発生時の飲食物の摂取制限を明記(追加)

飲食物の摂取制限等の措置については、高知県地域防災計画の定め为例により行う。

【参考】 高知県地域防災計画(火災及び事故災害対策編)

第11章 原子力事故災害対策 第2節 応急対策

県は、食品等について、予め整理した検査対象品目の検査を実施します。検査結果は速やかに公表し、関係機関への情報提供を行います。また、検査結果が厚生労働省の定める基準値を超え、または超える恐れがある場合には、食品等の出荷制限や摂取制限を行います。